

「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地」事案  
についての有識者会議の意見（案）

令和 2 年 5 月 1 4 日

「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）は、「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地に関する確認・検証作業」を進めるため、令和元年 10 月 7 日の第 3 回「有識者会議」において、「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」（以下、「調査チーム」という。）及び「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」（以下、「専門技術チーム」という。）を設けた。両チームは鋭意、調査・鑑定・検討を進め、「調査チーム」は令和元年 12 月 23 日の第 7 回「有識者会議」において、「専門技術チーム」は令和 2 年 3 月 25 日の第 8 回「有識者会議」において、それぞれ報告書を提出した。よって「有識者会議」は、これら 2 つの報告書に基づき、以下のように意見を取りまとめた。

1. 確認・検証の結果

- (1) ロシアの 9 事例及びフィリピンの 10 検体について DNA 鑑定を行った結果、次のような事実が確認された。
  - ① ロシアの 7 事例は日本人を主体とした埋葬地ではない。
  - ② 他の 2 事例は日本人と日本人以外の混合の埋葬地と考えられる。
  - ③ フィリピンの 10 検体はすべて日本人の遺骨である可能性が低い。
- (2) ロシアの 9 事例について、現地における収集手順について調査した結果、次のような事実が確認された。
  - ① ロシア側から提供された情報（資料、証言）を調査の前提として一旦は受け入れるしかなかったとしても、正確性を確認せず、その情報に依存しすぎてしまった。
  - ② ロシア側鑑定人に対し鑑定書に鑑定方法や鑑定根拠を記載すべきことを日本側が明示していなかった可能性があり、提出された鑑定書を日本の専門家がチェックすることもなかった。
  - ③ 試掘トレンチを設定せず、単発的かつ不規則な試掘を行った。
  - ④ 収集報告書に、発掘結果を示す正確な平面図が記載されず、遺骨の発見状況等を示す写真がなかったため、DNA 鑑定時に埋葬状況の判断ができなかった。
- (3) 日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の厚生労働省の対応について  
ア) ロシアの 9 事例について

- ①DNA鑑定人会議において、日本人でない遺骨の可能性が指摘されたにもかかわらず、当時の遺骨収集手順の妥当性を過信し、鑑定人の指摘が断定的ではなかったことに依拠して、遺骨が日本人であるか否かの検証や、日本人でない場合の遺骨の返還等について、適切な措置をとらなかった。
- ②DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨の可能性に関する指摘がより明確となり、当該埋葬地に関して遺族のDNA鑑定の新規申請を受け付けなくなった段階になっても、問題意識が低く、遺骨が日本人であるか否かの検証や、日本人でない場合の遺骨の返還等について、適切な措置をとらなかった。
- ③適切な措置をとらなかった背景には、DNA鑑定人会議は遺骨と遺族のマッチングを行うために設けられており、遺骨が日本人か否かを判定するものではない、という思い込みがあった。また、専門家である鑑定人の発言の趣旨が担当部署で正しく理解されなかった。
- ④DNA鑑定人会議において埋葬地全体が日本人でない遺骨の可能性が高いという指摘を受けた段階になると、遺骨を返還する方策検討の必要性が認識されたが、現実問題として遺骨返還はきわめて困難であると考えられたこともあり、担当職員が問題を抱え込んでしまい、実際には検討が進められなかった。
- ⑤DNA鑑定人会議の議事録の回覧等が徹底しておらず、会議で指摘された問題等について担当部署内での情報共有が不十分であり、引継ぎも十分になされなかった。
- ⑥日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されたという事案の公表は、遺骨返還に関するロシア側との協議が進んでから行うと考えられたため、遅れてしまった。事案に関する十分かつ正確な情報が、公表を指示すべき審議官には伝わらなかった。

#### イ) フィリピンの10検体について

- ①DNA鑑定人会議において、10検体すべてが日本人ではないと指摘され、その公表を求められたにもかかわらず、10検体の鑑定は南方地域戦没者遺骨のDNA鑑定が科学的に有効であるかどうかを依頼したものであると考え、日本人ではないとの指摘を重視しなかった。
- ②厚生労働省の「フィリピンにおける遺骨帰還事業検証チーム」の報告書作成の過程で、10検体の鑑定結果が出ていたにもかかわらず、同報告書にその鑑定結果は反映されなかった。
- ③10検体の鑑定結果について担当部署間の情報共有がなされず、審議官にも伝えられなかったため、公表するための検討を行わなかった。

## 2. 厚生労働省への要望

上記の調査・検証の結果に基づき、以下の点について真摯に検討することを厚生労働省に要望する。

(1) 遺骨収容について

- ①埋葬地資料及び公文書館の資料や、現地での証言等の情報に基づいて、事前に綿密な調査を行い、その調査結果を確実に分析したうえで、現地関係機関と協議し、遺骨収容場所を決定すること。
- ②遺骨収集団員に対し、収容方法等に関する事前説明を徹底すること。
- ③発掘・収容にあたっては、現地の状況を考慮しつつ、考古学的方法も参考にして作業を行うこと。
- ④現地の鑑定人に加え、日本側の遺骨鑑定人も必ず同行し、遺骨の形質鑑定を行うこと。
- ⑤現地での形質鑑定、事前に収集した埋葬地資料及び公文書館の資料、現地での証言等の情報、実際の埋葬地及び遺留品の状況等に基づき、総合的に判断して、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定した場合は、未焼骨のまま検体のみを日本に持ち帰ることとし、それ以外の場合は、遺骨を日本に持ち帰らないこと。また、検体以外の部位は現地で保管または再埋葬すること。
- ⑥検体部位の決定は日本側の遺骨鑑定人が行うこと。その場合の基準は、「専門技術チーム報告書」第5章第4（9～10ページ）とすること。
- ⑦形質鑑定や遺留品等の状況から判断して日本人の遺骨である蓋然性が高いとしても、個性のない破片状の遺骨ばかりで部位の特定ができず検体を採取できない場合は、現地で焼骨し慰霊を行うこと。
- ⑧発掘報告書には、発掘結果を示す正確な平面図を記載し、埋葬地及びその周囲の状況、遺骨の発見状況及び遺骨の特徴等を示す写真を撮影して添付すること。日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定した場合の根拠、日本人の遺骨ではないと判定した場合の根拠も記載すること。
- ⑨遺骨調査の段階でも遺骨鑑定人による鑑定と検体の持ち帰りを実施するなど、できるかぎり遺骨収容・鑑定プロセスの迅速化に努めること。

(2) 遺骨鑑定とその結果に基づく対応について

- ①これまで身元特定のDNA鑑定のために作成し厚生労働省が保有しているDNAデータを、厚生労働省が入力してデータベース化し、今回ロシア9事例について行ったのと同様の方法で鑑定を実施すること。9事例のうち、日本人と日本人以外の混合の埋葬地と考えられる2事例については、個々の遺骨について、次世代シーケンサを用いたSNP分析による鑑定を実施すること。
- ②従来の身元特定のための専門家による会議（DNA鑑定人会議）に加えて、所属集団推定のための専門家による会議を設置すること。
- ③従来のDNA分析に加えて、次世代シーケンサによるSNP分析を導入・実施し、所属集団の推定を行うこと。その分析のプロセスと結果の分類は、「専門技術チーム報告書」第6章第1（10～11ページ）とすること。

- ④鑑定による分析の結果、日本人の遺骨であると推定される場合は、現地で保管または再埋葬した遺骨を、現地で焼骨し慰霊を行うこと。
- ⑤鑑定による分析の結果、日本人の遺骨である可能性が低いとされる場合は、相手国と協議したうえで、原則として検体を返還すること。
- ⑥鑑定による分析の結果、判定不可の場合は、形質鑑定・埋葬資料・遺留品等も含めて総合的に検討・判断し、上記の（２）④または⑤の対応をとること。

（３）将来に向けた遺骨収容と鑑定の体制づくりについて

- ①現地において遺骨の形質鑑定にあたる人材を養成すること。形質人類学の専門家を養成するだけでなく、遺骨収容にあたる職員に対して当該分野の専門的な研修を行うこと。
- ②DNA抽出を行う部位を的確に判断するため、DNA抽出の技術進歩に関する情報を、遺骨収集団派遣の都度、遺骨鑑定人と共有すること。
- ③遺骨のDNA鑑定は本来、全面的に国の機関が行うべきだが、現状ではその実現は難しいので、当面は鑑定に協力する大学等の機関を増やすとともに、鑑定に必要な人・機器・場所等の確保について国が必要な支援を積極的に行うこと。
- ④次世代シーケンサによるSNP分析や同位体比分析等、新しい技術の研究を積極的に支援し、その成果の活用を図ること。
- ⑤技術の進歩を積極的に活用して戦没者遺骨鑑定に導入するにあたり、その可能性や課題を継続的に検証するため、専門家からの的確な助言を受ける仕組みをつくること。
- ⑥米国のD P A A（Defense POW/MIA Accounting Agency）等と積極的な情報交換や技術協力を図ること。
- ⑦形質鑑定、DNA鑑定による身元特定、DNA鑑定による所属集団の推定、新しい技術の研究支援や導入、国際的な技術交流等、鑑定プロセスの多岐にわたる諸事項を科学的見地から一元的に管理・運用する組織体制を構築すること。

（４）組織としての対応について

- ①鑑定人会議等で専門家から指摘された科学的所見を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、担当部署に専門的な知識を有する職員を配置するとともに、担当部署職員一般に対し充実した研修・啓発の機会を設けること。
- ②鑑定人会議等で鑑定人からの質問や要望に対し、担当部署職員としての説明・発言について責任を持つこと。
- ③鑑定人会議等で問題を指摘された場合は、その問題について、担当部署における垂直的及び水平的な情報共有を徹底すること。特に職員交代の際の引き継ぎにあたっては、文書によってその問題の内容と対応の経緯を説明すること。
- ④組織にとって不都合な問題であっても、それを正確に記録して引き継ぎ、問題解決を

見定めて、できるだけ早い公表に努力すること。

- ⑤遺骨収集事業が本来の目的どおりに実行できない可能性や、目的とは異なる副次的結果をもたらす可能性を想定し、そうした事態をもたらすリスクを予想するとともに、不測事態にも対処し得る体制を構築すること。
- ⑥国民が遺骨収集事業の活動内容を監視し自由かつ責任をもって議論できるよう、鑑定人会議等の議事内容についても、個人情報保護を基本原則としつつ、公開を進めること。
- ⑦担当部署のミスや過誤を見逃ごすことがないように、組織内の相互チェック機能を高めるため、当該担当部署とは別の部署でチェックする体制を構築すること。
- ⑧関係国との協議等が必要となった場合は、すみやかに外務省と緊密に連絡して対応すること。また、その内容と対応の経緯を文書で正確に記録すること。

### 3. その他

- ①上記の検討にあたっては、できるかぎり遺族の心情に配慮すべきである。
- ②上記の検討の結果及びそれに基づく実行については、「有識者会議」の開催の都度、同会議に報告すべきである。